

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

選挙
印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- (1) この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター業者に提出してください。
- (2) ポスター作成業者が渡名喜村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- (3) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター業者は、渡名喜村に支払を請求することはできません。
- (4) 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- (5) 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に相当する枚数

2) 限度額

$$\frac{525\text{円}06\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad ※ 1\text{円未満切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数(ポスター掲示場数の範囲内) = 限度額